

旭川市科学館協議会の委員を募集します

旭川市科学館協議会は、旭川市科学館の円滑な運営を図るため、旭川市科学館条例に基づき設置されている旭川市教育委員会の附属機関です。

協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方、学識経験者、公募委員からなる10名の委員で構成されており、今回は公募委員2名を募集します。主な審議事項は、旭川市科学館の運営の他、事業活動等について御意見をお聴きします。

会議は、主に平日午後（1時間半程度）開催され、年間2回を予定しております。

◎応募要領◎

【募集人員】 2名（原則として男女各1名）

【任期】 令和8年7月1日から令和10年6月30日まで（2年間）

【応募資格】 次の条件すべてに該当することが必要です。

- ・旭川市内に居住しているか、通勤通学している方
- ・令和8年7月1日現在の年齢が18歳以上の方
- ・市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に2つを超えて在任していない方
- ・本市の市議会議員及び職員でない方

【応募期間】 令和8年4月2日(木)から5月2日(土)まで（必着）

【選考方法】 応募者が募集人員を超えた場合は、他の附属機関等に就任していない方を優先的に選任します。なお、同条件の応募者を選考する際には、後日、選考対象者から科学館をテーマにした400字以内の作文を提出いただき、その作文を基に選考により決定します。選考結果については応募者全員に書面で通知します。

【報酬】 会議1回の出席ごとに、日額7,700円（所得税等を源泉徴収します）をお支払いします。

【応募方法】 裏面の応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※応募に際し、提出された書類等は返却いたしませんので御了承ください。

※応募用紙は、旭川市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ・応募用紙提出先

〒078-8391

旭川市宮前1条3丁目3番32号 旭川市科学館

電話 (0166) 31-3186

FAX (0166) 31-3310